解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月六日

大分県国東市安岐町山浦一〇二八番地

宗教法人大道教安岐教会

清算人　河野　知員

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月六日

宮城県仙台市青葉区国見四丁目四番七号

エマルシェさくら野労働組合

清算人　岩本　貴信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区宮の森二条六丁目四番、最後の住所札幌市中央区宮の森二条六丁目四番一―二〇四号

被相続人　亡　佐々木裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

札幌市中央区北一条西七丁目一番地廣井ビル四階E　青天法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　智大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北二四条東一二丁目三七番地、最後の住所青森県三戸郡五戸町字上大町三八番地七　被相続人　亡　笹川　雅巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

札幌市中央区北一条西一〇丁目一番地一五ベストアメニティ札幌ビル六階　桶谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　椎木　仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字津田二一四七番地二八、最後の住所茨城県ひたちなか市大字津田二一四七番地の二八

被相続人　亡　増茂　和實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

事務所茨城県水戸市城南一丁目四番七号第五プリンスビル三階

相続財産管理人　弁護士　田中　美和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市岩戸南三丁目四八八番地、最後の住所埼玉県狭山市中央三丁目一一番二二号　被相続人　亡　宇野　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市渡戸三丁目一七番、最後の住所埼玉県川越市大字下広谷一一一番地二六　被相続人　亡　岸本　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

事務所埼玉県川越市新富町一丁目一八番六戸田本川越ビル三階

相続財産管理人　弁護士　杉本　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区鶴沢町四三番地、最後の住所千葉市中央区鶴沢町七番七号　被相続人　亡　長谷川通夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　晃久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市新田五丁目一〇番、最後の住所千葉県船橋市西船六丁目七番八号（イリーゼシルバーホームふなばし）　被相続人　亡　牛尾　忠正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

事務所千葉県船橋市前原西二―一三―一三大塚ビル五階　牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　圓山　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市砂川町四丁目二八番地一〇、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七二番地の三ハイホーム立川三一三号　被相続人　亡　宮田多美夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

事務所東京都調布市布田二丁目三五番一号石原ビル二階シャローム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井堀　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大山町一五番、最後の住所東京都板橋区大山町一五番一号　被相続人　亡　志賀　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

東京都新宿区新宿二丁目一番七号井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区鷹番二丁目八八番地、最後の住所東京都世田谷区尾山台三丁目二八番四号松屋ハイム一八号　被相続人　亡　穴澤　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

東京都新宿区新宿二丁目一番七号井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

第46期決算公告

平成29年6月6日　東京都台東区東上野4丁目24番11号

ShinEtsu　信越ファインテック株式会社

代表取締役社長　石原　寛

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,631,509	流動負債	3,613,589
固定資産	308,077	固定負債	242,652
		株主資本	4,066,601
		資本金	300,000
		資本剰余金	80,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	3,686,601
		利益準備金	94,682
		その他利益剰余金	3,591,919
		（うち当期純利益）	（193,634）
		評価・換算差額等	16,743
資産合計	7,939,587	負債・純資産合計	7,939,587